

工事費内訳書の労務費等記載について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正（令和7年12月12日施行分）に伴い、入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費の経費を記載することが義務付けられました。

そのため、令和8年8月1日以降に公告・指名通知を行う建設工事案件から工事費内訳書の様式に当該経費を記入する欄を追加しますので、入札の際には必ず記載してください。

なお、上記経費の未記入があった場合は、入札を失格とします。

（内訳明示することとされている経費）

「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月、国土交通省不動産・建設経済局、以下「ガイドライン」という。）」のP12～P14、「労務費に関する基準」の運用方針（令和7年12月、国土交通省）」等を参考に計上してください。